

平成29年6月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	平成29年6月27日(火) 午後3時30分	
会議場所	阿見町役場 第302会議室	
出席委員	出席者 教育長 菅 谷 道 生 委員 田 邊 勉 委員 立 原 順 子 委員 中 島 雅 己 委員 岡 田 治 美	欠席者
委員以外の出席者	教育次長 学校教育課長 指導室長 生涯学習課長兼中央公民館長 給食センター所長 学校教育課長補佐 学校教育課主事	
議 題	議案第 26号 阿見町私立幼稚園就園補助金交付要綱の一部改正について 議案第 27号 平成29年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 平成29年6月教育業務報告	
傍聴者	なし	
議 事 概 要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより、6月教育委員会定例会を開会します。	
委員	まず、会議録の確認ですが、5月の定例会会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
教育長	異議なし。	
事務局	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、田邊委員を指名します。	
	次に、審議事項に入ります。	
	それでは、議案第26号について事務局より説明をお願いいたします。	
	○議案第26号 阿見町私立幼稚園就園補助金交付要綱の一部改正について	
	こちらは、資料の1ページから3ページをご覧ください。この補	

	<p>助金は、家庭の所得状況に応じて、幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るための文部科学省の補助制度です。この制度について、文部科学省から制度の変更の通知がありました。変更の内容につきましては、別表第1中の補助限度額年額の改正と条文の変更がありました。これにより、保護者負担措置が拡充されました。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第26号の説明がございましたがご質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>もう少し内容がわかるように説明していただけますか。</p>
事務局	<p>2ページにある補助金交付要綱新旧対応表をご覧ください。所得階層区分の第2階層と第3階層について変更がありました。第2階層の第2子については、290,000円が308,000円に変更になりました。第3階層の第1子については、115,200円が139,200円に変更になりました。第3階層の第2子については、211,000円が223,000円に変更になりました。</p>
委員	<p>今の金額は、入園料と保育料の合計額ということですか。</p>
事務局	<p>そうですね。例規集の213ページをご覧ください。阿見町私立幼稚園就園補助金交付要綱の趣旨、定義、補助対象者、補助の金額、交付申請、交付決定、実績報告等について記載があります。215ページから216ページにかけての別表第1には、それぞれの所得階層区分に応じた補助限度額年額が記載されています。この補助金によって、保育園にかかる保護者の負担を軽減するという制度になります。</p>
委員	<p>今、全国的に見直しをされている中で、阿見町もそれに合わせて進めているということですか。</p>
教育長	<p>国の改正に合わせて、町の条例を改正したということだと思います。変わったところは、補助の金額が増額されたということになります。</p> <p>それでは、議案第26号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第26号については承認されました。</p> <p>次に、議案第27号について事務局より説明をお願い致します。</p>

事務局	<p>○議案第27号 平成29年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>別紙資料を参照してください。個人情報となりますので、資料は回収させていただきます。要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。今回は平成29年度の当初認定分となり、要保護児童生徒は26名、準要保護児童生徒は、131名となります。説明は、以上となります。ご認定をよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第27号の説明がございましたがご質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>補助の基準が1.2倍になったとのことですが、これは平成29年度からですか。</p>
事務局	<p>平成29年度から1.3倍になりました。</p>
教育長	<p>それでは、議案第27号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第27号については承認されました。</p> <p>次に、6月の教育業務報告について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>○平成29年6月教育業務報告</p> <p>1日あいさつ声かけ運動（阿見小）、管理訪問（一小・実穀小）、町教頭会、2日計画訪問（阿見中）、町教務主任会、5日計画訪問（竹来中）、6日議会開会、7日議会一般質問、8日議会一般質問、9日議会民生教育常任委員会、12日臨時校長会、14日給食センター運営委員会、15日計画訪問（二小）、19日計画訪問（舟島小）、表敬訪問（竹来中レスリング）、20日議会閉会、教科書選定協議会、21日町教育支援委員会、町民運動会実行委員会、22日いじめ問題対策連絡協議会、臨時校長会、23日非常参集訓練、臨時管理職会、教育委員会臨時会、議会説明、臨時保護者会、25日フレンドリータウンデイズ「阿見の日」、26日校長会、阿見町行政改革推進本部会議、27日ふるさと文芸検討委員会会議、教育委員会定例会、28日教頭会、29日計画訪問（吉原小）、30日定例管理職会</p>

教育長	<p>ただいま、6月の教育業務報告について説明がありました。ご質問があればお願いします。</p>
委員	<p>この前の臨時の教育委員会、そのあとに議会への説明など、22日から23日にかけて、いろいろ教育委員会から関係各所にそれぞれ説明されたと思います。議会や臨時保護者会等の中では、どのような意見等が出たのかお聞かせ願いたいと思います。</p>
教育長	<p>対応からお話させていただきますと、不祥事が起きたという報告を校長から受けた段階で、すぐに県南教育事務所に報告しました。そのあと、町教育委員会でも調査をし、直接、県南教育事務所と県の担当者が来て、事情聴取、指導等がありました。流れとしましては、県の懲罰委員会で、事実と情報を基に処分が決定されました。そのあと、県の教育長に報告して、処分の重さについて意見をいただき、最終決定は22日の県の教育委員会で承認されるという流れです。この流れはわかっていたので、22日の夕方に結果が出たあと、教育委員さんには、23日に報告をするためにお集まりいただきたいという連絡を致しました。同時に、議会、教育委員会が管轄している生涯学習課、給食センター、予科練平和記念館、やすらぎの園、図書館等の管理職にも集まっていただき報告をしました。教育委員会臨時会のあとに、議会にも説明させていただきました。また、議会への説明の前に、臨時の保護者説明会を開きました。臨時の保護者説明会については、22日の結果が出たあとすぐにメールやお手紙で開催の通知が出せるように準備し、開催のお知らせをしました。</p> <p>議会や保護者会でも、教育委員会の処分があまいのではないか、懲戒免職ではないかという意見が出ました。中には、これを機に頑張してほしいという励ましのお言葉もいただくことができました。許せる行為ではないという厳しいご指摘をたくさんいただきました。保護者会としては、思いの丈をぶつけていただきましたが、校長の謝罪、本人たちの謝罪、そして私からも謝罪をさせていただいて、最後は、許せることではないけれども、頑張っていたきたいという形になりました。</p> <p>前日は、私たちは危機管理として、マスコミからの問い合わせ、保護者、地域住民からの問い合わせを想定して準備をしておりました。新聞のプレス発表では、阿見町内の中学校ということでしたので、朝日中学校、竹来中学校への問い合わせも想定していましたが、1件もありませんでした。また、当該の阿見中学校以外の朝日中学校、竹来中学校に問い合わせがあった際は、新聞のとおり町内の中学校ですが、詳細な説明については教育委員会に問い合わせるように指示しましたが、それについても、1件も問い合わせがありませんでした。</p> <p>阿見町教育委員会のスタンスとしましては、この情報化社会の中で隠すつもりはありません。提供できる範囲での情報は提供しないと、かえって、誤った情報が広まってしまいます。それによって、</p>

子どもたちは嫌な思いをすするだろうし、保護者も迷ってしまうと思いますので、関係各所には速めの連絡を致します。

また、昨年度末に、町長と私と町PTA連絡協議会の役員さんと交流を深めるだけでなく、会長さんには私から連絡をして、正しい情報を伝達しております。今後も、それはきちんと行いたいと思っております。

臨時会に出席していただいた委員さんには担当からお知らせ致しましたが、今回の事案は、阿見中学校の校外学習の昼食時に、教諭2名が飲酒をしたというものです。その内1名は懲戒処分、減給10分の1、1か月。内容は、勤務中の飲酒、後輩に飲酒を誘ったこと、代行で帰宅するように学年主任から指示があったが、代行業者が見つからず、車を運転して帰宅したこと、代行で帰宅したと虚偽の報告をしたことです。もう1人は、文書訓告です。内容は、先輩からの誘いを断れずに勤務中に飲酒をしたことです。それから、校外学習の責任者である教頭については、嚴重注意です。内容は、教員に対する指導監督が引率の責任者として不十分であったことです。もう1点は、職務遂行状況が不適切であったことです。具体的には、校長への報告が遅れたことです。当時、校長は宿泊学習の引率中であり、引率先で報告しても仕方がないという判断をして、戻ってから報告をしたために時間が空き、迅速な報告ができなかったことです。もし、事態が発覚した段階で校長に報告していれば、校長から当該職員を勤務から外すこと、当該職員を家まで送り届けること、当該職員の代行での帰宅を見届けること等の指示ができたはずですが、報告が遅れたために、このような指示が出せなくなってしまいました。また、このことが、自分で車を運転して帰るといった事態が起こった一因だと考えられるため、嚴重注意となりました。校長については、口頭訓告です。内容は、全体的な管理監督責任者として、平素の指導監督が不十分であったことです。懲戒処分の1名については、県南教育事務所で、私も同席して、辞令を受けました。その他の3名については、阿見町の教育委員会で、私から処分の処置を行いました。

今までの通例ですと、処分が出てから臨時校長会を開いていましたが、今回の場合は、事実が発覚した時点で校長方に集まってもらいました。その場で、伝えられる範囲で事実を伝えて、各学校でも注意喚起を怠らないように伝えました。また、処分が出たあと再度集まってもらい、本人たちのコンプライアンス、道徳性、倫理性に問題があったこと、組織としての報告が不十分であったことなどを明確にして、他の学校でも、それらについてきちんと指導監督をするように、校長方にはお願いをしました。

県からは、コンプライアンスに関する不祥事が多いことを受けて、いろいろな方法で研修を行うように言われています。阿見中学校では、個人のファイルを使い、工夫した研修を行っていたのですが、結果として不祥事が起きてしまったということは、1人1人に浸透していなかったという課題が浮き彫りになったということです。今後、その課題をどうしていくのかということが、校長、教頭

委員	<p>の仕事ですという指導をしました。町内の各学校長にも、同じような形で指導しました。</p> <p>阿見町教育委員会としても、町内に勤務する職員を監督する立場にあるということで、教職員のサービスの監督権がある市町村教育委員会教育長として、きちんとできていなかったということで、保護者会でお詫びを申し上げました。以上です。</p> <p>臨時教育委員会の中でも、処分がすごくあまいのではないかと申し上げました。また、当日の新聞には、水戸工業高校の先生が飲酒をして、9時間くらい時間を空けてから、自分で呼気を確かめて大丈夫だったので車を運転したら、警察に止められて、飲酒運転だということで懲戒免職になったという記事がありました。それと比べると、今回の処分は非常にあまいと思います。車を運転する時は飲酒してはいけません。もし、飲酒運転をしたら、1回でもダメというのが世間の常識です。それにも関わらず、学校の先生が勤務時間中に、生徒を指導している立場で飲酒をしたのに、この処分はあまいのではないかと思います。ちなみに、この2人の先生は、今、クラスを持っているのですか。</p>
教育長	<p>懲戒処分になった教諭は、担任を持っています。もう1人の教諭については、担任は持っていません。</p>
委員	<p>担任を持っている先生については、保護者から、担任を外してほしいといった意見はなかったのですか。</p>
教育長	<p>ありました。</p>
委員	<p>今回のことで、先生と生徒の間の信頼感が薄れてしまったと思います。また、問題を起こしたのに、クラス担任を外さないのでは、示しがつかないと思います。恐らく、保護者の方々は、私たち教育委員会がどういう対応をするのか、ある面で見ている人は多いと思います。私たちも教育長をはじめとして、普段からいろいろな対策や指導をしている中で、明らかに悪いことをしたのに処分があまいと、今後も同じことを繰り返すのではないかと感じてしまいます。</p>
教育長	<p>保護者会の日、阿見中学校で生徒集会を開き、子どもたちに経緯の説明と、本人たちから謝罪をしました。その時の子どもたちの様子について報告を聞くと、信頼を裏切られたと感じた子どももいますが、結果としては、先生は辞めるべきだということではなく、もう一度一緒にやっ払いこうと受け入れてくれました。その中で、許されないから外すべきという意見で外してしまうと、子どもたちの気持ちを追いつかなくなってしまうのではないかと考えます。もちろん、保護者の方々からは、部活の担当や担任を外すべきだという意見がありました。しかし、説明会を開いたことで、許せないという方もたくさんいらっしゃると思いますが、理解をしていただけた方もいて</p>

委員	<p>継続という形になりました。</p> <p>また、阿見町教育委員会としての処分については、処分権があるのは県の教育委員会ですので、懲戒免職にするといったことは、町の教育委員会ではできません。特別な理由で担任を外すということは、学校の中の裁量の問題なので可能だと思いますが、懲戒免職にする等の権限は私たちにはありませんので、保護者から訴えがあっても、県の教育委員会の権限であるということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>本人たちには、県南教育事務所の所長から諸注意がありました。私どもも、事実が発覚した後も、処分が出た後も、厳しく指導をしました。懲戒免職にならなかったのは、将来がある2人に県から機会をいただいたということ、そして、この機会に2度目はないことを指導しました。また、この機会をいただいて、ただ頑張っているだけでは誰も認めないこと、成果として、指導力が上がったり、以前より一生懸命やっている姿を見せたりしていくことが、これからやらなくてはならないことだということも指導しました。</p> <p>子どもたちが、もう一度やっていこうという気持ちになっていることを聞いて安心しました。日常の中で、子どもたちとの信頼関係があるから、このようになったのだと思います。もし、日常の中で信頼関係がなかったら、恐らく、子どもたちはもう一度やっていこうという気持ちにならなかったと思います。今回の不祥事を起こした当事者は、きちんと反省をして、早くよい指導者になって欲しいと思います。</p>
委員	<p>保護者の方々とお話した中で、子どもたちが、先生の行ったことに対する処分を見て、あのくらいなら許されるのだと思ってしまうのは嫌だという保護者の方がいらっしゃいました。子どもたちが大人になる過程で、どこまでがよくてどこからが悪いのかという判断基準として、今回のことを上手に伝えないと、学校の先生はちょっと飲んでも許されると子どもたちが思ってしまうのは、マイナスになってしまったと思います。</p>
教育長	<p>今、判断基準というお話がありましたが、県では、コンプライアンス研修を行ってきました。しかし、結果として不祥事が起こっているのですから、道徳性や倫理性など根底から指導していく必要があると思います。職業人として、今回のことはありえないことです。本人たちにも、今回の処分はあまいと思うと伝えました。</p> <p>非難の声が当然にある中で、これからどのように子どもたちとの関係を築いていくのかが、彼らには、文書で訓告された以上に厳しい処分になると思います。</p>
委員	<p>今後、学校としてどういった方向に持っていくのか、阿見中学校では考えられていると思いますが、実際に子どもたちの前に立って授業するという立場を踏まえると、やはりあまいと思います。子</p>

教育長	<p>もたちの信頼を失った行為は、重く受け止めなくてはならないと思います。</p> <p>教員はテストや成績簿を付けるなど、子どもたちを評価することが職務の中に多くありますが、逆に保護者や地域の方から、とてもシビアな目線で評価されていることを意識しなければならないということを、本人たちにも話しました。</p>
委員	<p>お酒は依存性がありますから、後輩の先生も悪いことだと理解していたはずです。先輩の誘いだからといって止めないでいたら、助長させていることになります。お酒を飲んで犯罪に発展することもよくあることなので、今後、阿見中学校には注意してもらいたいです。</p>
教育長	<p>私たちの立場で事前に指導できることは無かったのかということで、行事申請をより詳細に行うことを考えました。今回、校外学習が行われたのが日曜日でした。祭日や祝日でなければイベントも開催されていなかったのではないのでしょうか。自分の行動を決めるのは、最終的には本人です。しかし、未然に防ぐという意味では、土日祝祭日は避けるなどの対策が出来たと思います。</p>
委員	<p>臨時教育委員会でもお話したのですが、教育委員は教育長をはじめとした教育機関と同等の立場で存在していると考えています。今回に限らず、早い段階での情報共有をお願いします。</p>
教育長	<p>それでは、その他連絡事項について説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>その他連絡事項について説明いたします。 (その他連絡事項については下記記載のとおり)</p>
教育長	<p>ありがとうございました。その他ございませんか。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	<p>○次回の教育委員会 平成29年7月25日(火) 午後3時30分 ○教育委員会事務局の各担当部署からの報告連絡 (報告連絡内容については記載省略)</p>
閉会	<p>午後 4 : 5 5</p>

議事録署名

平成29年6月27日

教 育 長

委 員